

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の概要について

1 要旨・目的

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備された令和4年改正道路交通法が、令和7年3月24日から施行されるもの。

2 概要

(1) 対象者

運転免許新規取得者又は運転免許保有者

(2) 事業内容（実施内容）

ア マイナンバーカードと運転免許証の一体化

「運転免許証」の新規取得時のほか、更新時など、いつでも申請により行うことができ、「マイナ免許証のみ」、「マイナ免許証と運転免許証の双方」、「運転免許証のみ」の三種の保有形態からの選択が可能となるもので、自動車等を運転するときは「運転免許証」又は「マイナ免許証」のいずれかを携帯することが必要となる。

イ 住所変更等手続きのワンストップ化

「マイナ免許証のみ」を保有する場合、本人が希望され手続きをすれば、住所の変更を市町に届け出ることで、警察への届出は不要となる。

ウ 経由地更新の見直し

優良運転者に限定されていた対象者が一般運転者まで拡大され、マイナ免許証保有者は、居住する都道府県以外の窓口で行う免許の更新手続きが迅速化されるとともに、申請期間も誕生日までであったものが有効期間満了日までの1か月間延長される。

エ 免許証の保管に代わる措置に係る規定の整備

現在の処分未執行者等の出頭を担保する免許証の保管制度を廃止する一方、出頭命令に従わなかった場合を過料の対象とする。

オ オンライン更新時講習

マイナ免許証を保有している場合、優良運転者又は一般運転者であれば、更新時講習をオンラインで受講可能となる。

(3) 今後の対応

ア 関係規程等の改正

広島県警察関係手数料条例をはじめとする関係規程を改正する。

イ 県民に対する広報、周知

制度の概要、手続き内容等の広報、周知を図る。